

2. サマリー情報(その他)に関する事項

(1) 重要な子会社の異動

該当事項はありません。

(2) 簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用

税金費用については、当連結会計年度の税金等調整前純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、当四半期の税金等調整前純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。

(3) 会計方針の変更

平成 23 年 4 月 1 日より、複数成果物を伴う売上取引に係る収益認識に関する新会計基準を適用しています。同基準は契約価額を販売価格または見積販売価格を用いてすべての成果物に配分することを規定し、残余法の使用を廃止しています。同基準の適用が当社の連結財務諸表に与える影響は重要ではありません。